静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業委託先募集要項

1 目的及び概要

静岡県では、文化芸術活動に取り組む障害のある人やその支援者を支援し、障害のある人の文化芸術活動を振興するため、「静岡県障害者文化芸術活動支援センター みらーと」 (以下、「みらーと」という。)を運営する。

本事業の運営内容の充実と実施の効率化を図るため、みらーとの運営についての企画提案を募集する。応募のあった企画提案をもとに、審査・選定を行い、静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業の委託先を決定する。

2 委託事業の概要

- (1) 業務の実施方法等 別添仕様書のとおり
- (2) 委託期間契約日から平成32年3月31日まで
- (3) 委託費上限額 上限 15,000,000円(税込み)

3 応募資格

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税 を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下、「暴力団」という。)。
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 以下同じ。)である者。
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の 者をいう。)が暴力団員である者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

4 応募について

(1) 応募書類及び提出部数

[規格:日本工業規格A4版、但し日本工業規格A3版折込は可]

応募書類	提出部数
ア 団体の概要 (様式第1号)	
イ 運営体制等企画書 (様式第2号)	7 部
ウ 運営内容企画書 (様式第3号)	
エ 応募の制限に該当しない旨の誓約書(様式第4号)	
オ 見積書(複数枚にわたる場合は割印を押印)	1 部
カ 法人の定款及びこれに類する書類	
キ 法人の登記事項証明書	
ク 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税	
に係る直近3か年の納税証明書(法人都道府県民税及び法人事業	
税については、主たる事業所のある都道府県及び静岡県のもの)	
ケ 法人の役員名簿	

(2) 応募書類の提出期限

平成31年3月22日(金)正午まで(必着)

(3) 提出方法

「6 応募書類提出・問い合わせ先」まで郵送又は持参にて提出すること。なお、受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで(但し、受付最終日にあっては正午までとする。)

(4) 第1次審査

ア 審査方法

選定委員会事務局(障害者政策課)にて書類審査を行う。

イ 審査基準

形式等の項目を審査する。

ウ 結果通知

審査の結果、不合格と認められた場合には、平成31年3月26日(火)までに文書で通知する。

(5) 第2次審査 (プレゼンテーション)

下記のとおり第2次審査を実施する。

ア 審査日時

平成31年3月27日(水)午前10時から正午まで

イ 審査会場

障害者働く幸せ創出センターA会議室(静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館4階) ※集合時間等詳細は、各応募者に通知する。

ウ 審査方法

応募者によるプレゼンテーションを、静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営 事業委託先選定委員会の委員が審査する。

- ※ 1提案者あたりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ※ プロジェクターは使用しないものとする。
- 工 審査基準

事業の運営計画、運営体制、事業計画等の項目を審査する。

才 結果通知

選定結果は、すべての応募者に平成31年3月28日(木)以降、文書で通知する。

5 留意点等

- (1) 法人の事業に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なるので留意すること。
- (2) 本事業は、厚生労働省の『障害者芸術文化活動普及支援事業』(平成 31 年度)の国庫補助金を受けて実施する事業であるため、次の点に留意すること。
 - ア 関係書類の整備、保管を確実に実施すること。
 - ・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - ・ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
 - イ 事業の実施状況や実績について、国の検査対象となること。
- (3) 企画提案は、本事業の目的に沿うように留意すること。
- (4) 本企画提案に係る一切の経費(プレゼンテーションに係る経費を含む。)は、応募者の 負担とする。
- (5) 企画提案等は実施可能なものとし、原則として応募者側で管理運営すること。
- (6) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (8) 委託先候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (9) 提出された応募書類は返却しない。

その他不明な点は、以下の問い合わせ先に照会する事。

6 応募書類提出・問い合わせ先

静岡県健康福祉部障害者政策課就労支援班

住 所 〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-2328

F A X 054-221-3267

E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp